

原議保存期間	30年(平成60年3月31日まで)
有効期間	一種

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙規発第5号
平成29年4月21日
警察庁交通局長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の制定及び施行について(通達)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(平成29年内閣府令・国土交通省令第3号。以下「改正命令」という。別添参照。)が、本日公布され、本年7月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、改正命令が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

訪日外国人が増加を続けていることや、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えていることを受け、国民と訪日外国人の双方にとって分かりやすい道路標識を整備するものである。

2 改正の内容

(1) 英語を併記する規制標識「一時停止(330-A)」の追加

規制標識「一時停止」について、従来の様式に、「止まれ」という日本字の下に「STOP」という英字を併記する様式(330-A)を追加する。

(2) 英語を併記する規制標識「徐行(329-A)」及び「前方優先道路(329の2-A)」の追加

規制標識「徐行」及び「前方優先道路」について、従来の様式に、「徐行」という日本字の下に「SLOW」という英字を併記する様式(329-A及び329の2-A)を追加する。

3 留意事項

(1) 改正命令は、従来の日本字のみの様式を廃止するものではなく、同様式は引き続き有効であるが、今後、規制標識「一時停止」、「徐行」又は「前方優先道路」を新設又は更新する場合には、原則として、新たに追加された英字を併記する様式を用いること。

なお、訪日外国人による自動車利用状況等を勘案して特に必要性が認められる場合には、更新時期を待たずに新たに追加された英字を併記する様式を整備することは妨げられない。

(2) 両様式が有効であることを含め、交通安全教育の機会やレンタカー事業者への働き掛け等を通じて、国民及び訪日外国人に周知を図るよう努めること。

(別添は省略)